

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第2回 | 2020年2月

OECDの金融取引に関する移転価格ガイドライン

本アラートの分析対象法規

- 「金融取引に関する移転価格ガイドライン：BEPS包摂的枠組：行動計画4、8～10の報告書」、2020年2月11日付けでOECD公表
- 「多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドライン」（2017版）、2017年7月10日付けでOECD公表
- 香港税務局（IRD）発行の2018年香港税務条例（修正）（第6号）（「香港移転価格条例」）

背景

2020年2月11日、経済協力開発機構（以下「OECD」）は、金融取引に関する移転価格ガイドラインの最終報告書（[Link](#)）を公表した。同最終報告書は「OECD移転価格ガイドライン」の第10章に収録される予定である。

OECDは「金融取引に関する移転価格ガイドライン：BEPS包摂的枠組：行動計画4、8～10の報告書」（以下「報告書」）を公表したことにより、「OECD移転価格ガイドライン」において、初めて金融取引の移転価格に関して具体的なガイダンスを提示したこととなる。

同報告書は、移転価格ルール適用の一貫性を確保し、移転価格税制に関する紛争や二重課税の回避を目的としており、各国の移転価格税制に関する法整備や今後の二国間協議に大きな影響を与えるだろう。

今回公表された最終報告書は、報告書で言及されている原則を説明するいくつかの事例を追加したほか、2018年夏に公表されたディスカッションドラフトの内容とほとんど変更はない。

総じて、報告書は、金融取引条項及び特定な条件下における経済分析の概要を記載し、金融取引の価格設定に関連する具体的な問題（トレジャリー機能、グループ内融資、キャッシュプーリング、ヘッジ取引、保証取引、キャプティブ保険）に対処するものである。詳細は下記のとおりである。

報告書の概要

1. 取引の正確な描写分析

報告書は冒頭から、多国籍企業グループ会社の資本構成の判断における取引の正確な描写分析の適用について解説している。

a. 融資と持分

報告書セクション1は、「表面的な融資」を融資として扱うべきかを確定するために、「OECD移転価格ガイドライン」の第1章「取引の描写分析」の適用を概説している。

さらに、融資を債権融資あるいは持分投資のどちらとして扱うべきかについて参考基準を提示した。留意すべき点として、包括的な分析を行うに際し、関連する業界（例えば、業種別の資本集約度と許容できるレバレッジ）及び多国籍企業グループの固有要因（例えば、借入人である実体のビジネス又は製品ライフサイクルが属する段階、多国籍企業グループがある特定プロジェクトに対して優先的に

融資を実施する方針など)を考慮する必要がある。加えて、借手と貸手双方の観点から、現実的に利用できる融資オプションも考慮するよう強調している。

また、報告書は、債権融資及び持分投資の性質の決定に関するガイダンスが強制的なものではなく、各国又は税務管轄地は継続的に国内法における既存の多重因子分析方法を適用して資本構成と利子の損金算入に係る問題に対処できると指摘している。第1章「取引の描写分析」の適用についての概要を記載している。

b. 融資リスク管理

報告書では、関連者間で行われる債権融資が持分投資として再認定されなくても、貸手が貸出リスクを管理しない、及び/又は貸出リスクを引き受ける財務基盤を有しない場合、リスクリターンは実質的に管理を実施するその他のグループ会社に割り振られるべきであり、この場合、貸手はリスク・フリーに応じたリターンのみを獲得できると指摘している。また、報告書では、貸手が管理を実施するときに展開すると想定される活動の種類を列記した。これには、貸出リスクの評価（銀行又は格付け機関が使用する情報と類似する情報の使用）、融資条項の策定、融資の実行及び返済状況のモニタリングなどが含まれる。

さらに、融資取引の性質の決定に際し、商業的な合理性も合わせて考慮すべく、契約条項で定められた融資取決めとは異なった取決めや価格設定ポリシーを適用する場合もある。例えば、運転資金の需要を満たすために、親会社は子会社へ10年を返済期間とした資金を融資した。しかし、実務において、多国籍企業が運転資金の必要性から外部融資する場合、通常1年を返済期間としたローンしか獲得できない。このため、前述の10年を返済期間とした関連者間ローンは、グループの外部融資方針の事業実態に沿うよう、10件の延長可能な返済期間1年のリボルビングローンとして再認定される。また、報告書は金利設定に際して考慮すべき比較可能性分析の要素についても詳説している。

2. トレジャー機能

a. グループ内融資

報告書では、トレジャーセンターの活動が「低付加価値」活動か「高付加価値」活動かを評価するよう求めている。「低付加価値」活動は、単純な現金管理と流動性管理（万一の際の備えとして会社運営に必要な十分な現金の確保）、キャッシュリングが含まれる。「高付加価値」活動は、企業の財務管理（長期投資・融資計画の策定、グループ資本コストの最適化、グループ財務リスクに対する戦略的対応など）が含まれる。トレジャーセンターが高付加価値活動（実質的な支配権を有する）を実施する場合、より高い利益やリターンを得るべく、低付加価値の機能を果たす場合、基本的な調整機能に係る対価を受けるべきである。

報告書では、シエロン社に対する訴訟事例（シエロンvsオーストラリア国税庁）で取り上げられた問題も含めて多くの複雑な論点について更に踏み込んだ議論を展開している。多国籍企業グループ全体の信用格付けを用いることは、グループの一員である実体の単独の信用格付けを用いるより、関連者間で行われた融資取引における当該グループメンバー実体の融資コストの算定に役立つ場合がある（メンバー実体が多国籍企業グループと「受動的関係（Passive Association）」にあることの重要性を強調）ことについて検討した。当該グループメンバー実体が、グループから支援を受ける可能性が非常に高い（暗黙的支援）場合、グループのその他の実体へのローン保証料の支払いが不要となる。したがって、いかなる保証料に関する契約書も勘案する必要がない。

報告書は、多国籍企業又は特定の実体の信用格付けにおける金融ツールの使用方法、及び業種別の信用力評価における特定金融指標に対する理解の重要性に関して詳細なガイダンスを提示している。また、報告書は、融資取引の金利設定に関する移転価格算定方法の選択、融資のリスクプレミアムを決定するためのクレジットデフォルトスワップ（CDS）に関する情報の使用、及び経済分析モデルの使用に関するガイダンスも提示している。

b. キャッシュプーリング

報告書は、キャッシュプーリング管理者としてのトレジャリーセンターが、キャッシュプーリングに係る重大な経済リスクを管理する能力の有無を判断する際、「OECD移転価格ガイドライン」の第1章におけるガイダンスの使用方法について説明している。また、報告書は、キャッシュプーリングから生じるシナジー効果を如何にキャッシュプーリングメンバー間で配分するか、キャッシュプーリングのクロス保証の取扱いについても解説している。

c. ヘッジ取引

報告書は、外国為替、コモディティ価格変動及び金利ヘッジを含む多種にわたった複雑なシナリオへの対応について検討した。ヘッジリスクを抱えるグループ運営会社がヘッジ契約を締結する（トレジャリーセンターが手配する）シナリオ、トレジャリーセンターがグループレベルにおいて「ナチュラルヘッジ」を実現するシナリオ（例えば、ある実体のリスクが別のグループ実体のリスクを相殺消去する）及びナチュラルヘッジを行った後、トレジャリーセンターのヘッジ契約締結でグループレベルのリスクを相殺消去するシナリオなどヘッジのいくつかのシナリオについて解析している。

3. 債務保証

報告書では、保証に関する多くの複雑な論点を採り上げている。例えば、ある特定の多国籍企業グループ実体がグループから強い「暗黙的支援」を受ける場合（このような支援は重要な戦略的意義を有する場合もある）、当該実体のグループ内保証契約は実際の経済的意義はなくなるため、勘案する必要がない。その原因としては、借手の「現実的に利用できるオプション」を考慮して、商業的合理性の観点から、通常、保証契約を別途締結することがない。

報告書ではもう一つのシナリオについても言及した。銀行が比較的財務基盤の弱い多国籍企業グループ実体へ融資し、かつ財務基盤の強いグループ実体がそれを保証する。この場合、銀行は比較的財務基盤の弱い実体に資金を貸し出すことは商業的合理性に欠けると考えるため、当該取引を銀行が財務基盤の強い実体に資金を貸し出した後、同実体から比較的財務基盤の弱い借手に対して持分投資を行うこととして再認識される（この場合、元の保証料に係る一部又は全部の取決めが無効と見なされる）。報告書は、関連者間の保証取引の価格設定に際し、移転価格算定方法の適用に関する詳細なガイダンスを提供している。

4. キャプティブ保険と再保険

報告書では、「OECD移転価格ガイドライン」の第1章におけるガイダンスの適用にあたり、多国籍企業グループ内保険会社は実際にリスクを管理でき、かつ商業的合理性を有する真の保険事業を展開しなければならないと強調している。この判定条件に関して、報告書では以下の考慮すべき要素を列記した。具体的には、真のリスク分散の実現、キャプティブ保険会社が必要とされる技能を備えていること、及び保険対象リスクが多国籍企業グループ外部で付保可能であることが含まれる。キャプティブ保険会社が商業的な意義を有しておらず、関連リスクを完全に管理できない場合、多国籍企業グループ内でリスクの一元化管理から獲得した経済的便益は、グループのその他の実体に配分するとしている。

5. リスクフリーのリターン及びリスク調整後リターン

報告書は、資本を提供する会社が金融資産投資に係るリスクを管理する財務基盤を有しない場合、リスクフリーの場合に得られるであろう利益のみを獲得し、投資の残余利益は投資リスク管理機能を果たす会社に割り振られると指摘している。

報告書では、リスクフリーのリターンを算定するためには、テスト対象取引の特徴（例えば、通貨、期限及び発行日）と整合性のとれる適切な参考基準を選定するよう提案している。

また、報告書はリスク調整後リターンの算定についても言及した。資本を提供する会社が、財務リスクを管理できるものの、それ以外のいかなる種類のリスクも管理できない場合、ガイダンスを参照してリスク調整後リターンを定めることができる。この場合、資本を提供する会社は、資金を受け入れた会社のさらなる広範囲な事業運営リスクに対するリターンではなく、融資活動のリスクに対するリターンのみを獲

得できるとしている。

香港の移転価格税制への潜在的な影響

報告書は、実際の取引に対する正確な描写分析及びリスク管理分析の金融取引契約への応用方法について解説している。取引の正確な描写分析及びリスク管理分析は、2015年のBEPS行動指針8-10に関する報告書に次ぎ、2017年改訂版「OECD移転価格ガイドライン」に追加した重要な内容である。

香港移転価格条例はOECD移転価格ガイドラインの最新版（2017年版）を参照しており、当該条例は報告書のガイダンスを効果的に採用している。香港税務局（IRD）が今後どのように金融取引に関するOECDの新しいガイダンスを適用するかは（特に香港域内税制に対して）まだ未知数である。

金融取引の移転価格に関して、香港税務局（IRD）の解釈指針(DIPN)の公表により実務的なガイドラインが提示される可能性がある。さらに、二国間協議及び海外の所轄官庁との相互協議等の関連から、香港税務局（IRD）が報告書にある施策の一部をどのように金融取引の移転価格の管理に適用するかを観察できる可能性がある。

以下は、香港の納税者が金融取引に関して直面する主な論点である。

1. 金融取引の移転価格及び正確な描写分析の方法

香港の納税者は、グループ企業間の金融取引の価格を設定する際（信用格付け分析の実施、同様の契約条件を持つ借手に関する一般に利用可能なデータを利用したベンチマーク分析によるテスト対象ローンに対する独立企業間金利の決定、及び識別された比較可能データの適切な修正など）は、概ねOECDのアプローチに従っている。特定の場合は、香港の納税者は、かかる契約の独立企業間取引であるとの性質を裏付ける際に、質的な要因を考慮する場合もある。

香港移転価格条例は最新のOECD移転価格ガイドラインを参照しているため、多国籍企業グループ内における多国籍企業の資本構成に関する正確な描写分析を適用していることは特筆に値する。

報告書は、実際の取引に対する正確な描写分析、並びに金融取引のリスク管理分析について説明している。この方法では、独立企業間における負債と資本の配分は、取引の経済的に関連性のある特徴に基づいて判断される。

報告書は、正確な描写分析を唯一の分析方法として強制的に用いることを求めておらず、負債とエクイティ・ファンディングのバランス並びに支払利子の損金算入規定に対応するため、各国（地域）が国内法および国内法により定められたアプローチを継続的に使用することを許容している。

この点を考慮すると、詳細かつ広範な分析が推奨されていることから、報告書の意図は大規模かつ複雑な金融取引を対象にしているように見える。したがって、適切な資本構成（ローンか資本か）を判断するために規定された詳細かつ広範な分析が、極めて小規模で基本的な日常的かつ短期のローンに適用することは実務的ではない場合がある。報告書は特定の重要性に関する基準を定めていないが、資本構成に関する論点は、借入能力が重要な要素となる巨額ローンの場合にはより重要となる場合がある。

また、報告書における議論的となる論点の一つは、貸手が金融資産への投資に係るリスクを管理しない特定のケースにおけるリスクフリーのリターン適用についてである。その場合、残りの金融収益は、投資リスクを実際に管理する当事者に配分される場合がある。

リスクフリーのリターン適用は、従来の独立企業間価格の原則からの逸脱とみなされる可能性があり、残りの収益の修正は定式配分法を推進しようとするOECDの動きを反映している。

全体的に見て、これは香港の納税者にとって複雑性がより増す可能性がある。納税者は、可能ならば、法制遵守の負担軽減に役立つ域内の移転価格条例に依拠する必要がある可能性がある。

2. 関連者間融資取引の再分類

現時点で、関連者間融資取引の再分類に関して、香港の事業所得税及び移転価格の両方の観点での実務又は法令は整備されていない。

香港税務局 (IRD) は、特に、複合金融商品の法的権利及び義務について検討し、その性質を判断すると公式に述べている。

香港における一般的な実務は、形式優先であり、税務上の取扱いを目的として形式を変更することはあまりない。よって、移転価格に係る取引の再分類と、形式が実態より優先される香港の事業所得税上の従来型のアプローチとの間に幾分の対立が生じうる。

3. 無利子融資

香港の納税者が持つ共通の疑問の1つは、無利子融資の容認可能性である。香港の移転価格規則によると、グループ全体に税負担の軽減 (すなわち、税の優遇措置) があるかどうか強調されている。香港の移転価格規則の整備に伴い、独立企業間原則に基づいて契約されているとみなされない可能性があるため、(特に国境を越えた) 無利子融資を継続できない可能性がある。金利要素は、第三者である銀行との同様の融資取引に見込まれるため、無利子融資に一定の金利を帰属させる必要が出てくる可能性がある。

香港税務局 (IRD) は、この二段階のアプローチがBEPSの原則により整合していると考えているため、収益源を考慮する前に独立企業間原則を適用すべきであるとしている。しかし、香港の納税者は、金融取引契約の締結時に事業所得税の規定に留意する必要がある (与信テスト、事業テスト、支払利子の損金算入に関する規定など)。

香港及び香港独特の規則になじみのない取引相手の国 (地域) 双方における移転価格リスクを軽減するために、香港の納税者は、金融取引に関するグループ移転価格全体の不整合 (無利子融資と有利子融資の混在など) を解消するよう努めるべきである。

報告書は、負債は資本の特徴を有する可能性があると説明している。無利子融資契約の独立企業間取引としての性質 (すなわち、疑似資本又は負債として正確に描写されているかどうか) を評価するためには、ケースバイケースで分析することが望まれる。

4. キャッシュプーリング

報告書では、キャッシュプーリング管理者に対する報酬は、その管理者が果たす機能及び負担するリスクに基づいて確定されるべきであるとしている。その機能は調整又は代理機能からさらに包括的なインハウスバンク機能 (例えば、内部融資に係る信用リスク、流動性リスク及び通貨リスクの負担) まで多岐にわたる。キャッシュプーリング管理者が調整機能だけを果たす場合、キャッシュプーリングの預貸金利差を獲得すべきではなく、果たした役務機能に見合った報酬のみを受領すべきである。

キャッシュプーリング管理者が適切な報酬を獲得した後、キャッシュプーリングから生じたシナジー効果は、キャッシュプーリング参加者間で分配される。

これは、香港の特定の納税者がキャッシュプーリング契約を設定する方法と整合しているが、香港のすべての納税者が再度新しい指針に従う必要があるかは、香港税務局 (IRD) の判断次第である。当該新指針を適用する場合、キャッシュプーリング構造並びにキャッシュプーリング管理者及び参加者に帰属する利益の詳細を記載した包括的な移転価格文書も必要となる。

5. グランドファーザー取引及び適用除外域内取引

香港税務局 (IRD) の解釈指針59 (DIPN59) は、香港移転価格条例の開始日 (2018年7月13日) 以前に契約された、又は効力が発生した取引は、独立企業間原則の対象外としている。さらに、特定の域内取引も、独立企業間原則の適用から除外される。

このことから、報告書は、グランドファーザー条項及び (又は) 域内取引適用除外基準を満たす関連者間の金融取引には関係性が薄くなっている。

KPMGの所見

KPMGは近年、香港税務局（IRD）がグループ内の資金調達取引に対して、より強硬な姿勢を取ってきていると認識している。変化するグローバルな移転価格環境を背景に、当該姿勢はが一層強化されることが見込まれる。この新しいガイダンスは、香港税務局（IRD）に、税務調査を実施する際の追加的なツールを提供することになる。香港税務局（IRD）が企業内資金調達取引に関する新しい香港税務局（IRD）の解釈指針（DIPN）が発行され、かつ（又は）かかる取引に焦点を当てた調査が増えた場合には、香港の納税者はより多くの従うべき先例を持つことになるだろう。

KPMGは、香港税務局（IRD）は最終的に企業内資金調達取引に焦点を当て、かかる取引に関する理解を深めることになると予想している。香港の納税者は、税務調査で指摘された場合には、関連者間の資金調達契約について適切な説明ができるよう準備する必要が出てくる。納税者はまた、キャプティブ保険及びコーポレートトレジャリーセンターに関して、報告書のコメントがどのように香港税務局（IRD）が提案する新しい税制優遇措置と相互作用するかに注意を払うべきである。

納税者は、既存及び計画済みの金融取引を積極的にレビューし、ギャップを解消する軽減策を検討することが推奨されるほか、文書の作成も検討すべきである。報告書は、文書化の要件を明示していないものの、金融取引の多くの側面を裏付けるための入念な文書化が必要となる。これには、ローンの商業的な合理性に関する分析、キャッシュプーリング、トレジャリー機能及び収益の配分に関する機能分析、保証の価格設定に関する直接的及び間接的な利益などが含まれる。必要な場合、納税者は専門家のサポートを求め、注意深く価格設定ポリシー及び文書化戦略を策定すべきである。

お問い合わせ及びサポートは、貴社の税務アドバイザーまたはKPMGの税務アドバイザーまでご連絡ください。なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Naoko Hirasawa
平澤 尚子
Head of GJP China Tax
Tel: + 86 2122123098
naoko.hirasawa@kpmg.com



Vivian Chen
ヴィヴィアン チェン
Partner, GJP China Tax
Tel: +86-755-2547-1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Keigo Yoshida
吉田 圭吾
Director
Tel: + 852 2685 7603
keigo.yoshida@kpmg.com



Hoshiyuki Takahashi
高橋 星行
Manager
Tel: + 852 2685 7951
hoshiyuki.takahashi@kpmg.com



Mamoru Watanabe
渡邊 守
Manager
Tel: + 852 3927 5658
mamoru.watanabe@kpmg.com



Yosuke Nakano
中野 陽介
Manager
Tel: + 852 2143 8656
yosuke.nakano@kpmg.com



Atsushi Ito
伊藤 篤史
Manager
Tel: + 852 2978 8215
atsushi.ito@kpmg.com



Ryuichi Watabe
渡部 隆一
Manager
Tel: + 852 2826 8015
ryuichi.watabe@kpmg.com

Contactus:



Lewis Y. Lu
National Head of Tax
Tel: +86 21 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com



John Timpany
Head of Tax, Hong Kong
Tel: +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Corporate Tax Advisory



Matthew Fenwick
Partner
Tel: +852 2143 8761
matthew.fenwick@kpmg.com



Stanley Ho
Partner
Tel: +852 2826 7296
stanley.ho@kpmg.com



Alice Leung
Partner
Tel: +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com



Ivor Morris
Partner
Tel: +852 2847 5092
ivor.morris@kpmg.com



Christopher Xing
Partner
Tel: +86 1085087072
christopher.xing@kpmg.com



Eva Chow
Director
Tel: +852 2685 7454
eva.chow@kpmg.com



Elizabeth de la Cruz
Director
Tel: +852 2826 8071
elizabeth.delacruz@kpmg.com



William Ngai
Director
Tel: +852 2685 7553
william.ngai@kpmg.com



Johnson Tee
Director
Tel: +852 2143 8827
johnson.tee@kpmg.com



Natalie To
Director
Tel: +852 2143 8509
natalie.to@kpmg.com



Eugene Yeung
Director
Tel: +852 2143 8575
eugene.yeung@kpmg.com

Deal Advisory, M&A



Darren Bowdern
Head of Financial Services Tax,
Hong Kong
Tel: +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com



Sandy Fung
Partner
Tel: +852 2143 8821
sandy.fung@kpmg.com



Nigel Hobler
Partner
Tel: +852 2978 8266
nigel.hobler@kpmg.com



Benjamin Pong
Partner
Tel: +852 2143 8525
benjamin.pong@kpmg.com



Kasheen Grewal
Director
Tel: +852 3927 4661
kasheen.grewal@kpmg.com



Anthony Pak
Director
Tel: +852 2847 5088
anthony.pak@kpmg.com

China Tax



Daniel Hui
Partner
Tel: +852 2685 7815
daniel.hui@kpmg.com



Adam Zhong
Partner
Tel: +852 2685 7559
adam.zhong@kpmg.com



Travis Lee
Director
Tel: +852 2143 8524
travis.lee@kpmg.com



Anlio Shi
Director
Tel: +852 2685 7583
anlio.shi@kpmg.com



Wade Wagatsuma
Head of US Corporate Tax,
Hong Kong
Tel: +852 2685 7806
wade.wagatsuma@kpmg.com



Vivian Tu
Director
Tel: +852 2913 2578
vivian.tu@kpmg.com



Becky Wong
Director
Tel: +852 2978 8271
becky.wong@kpmg.com

US Tax

Global Transfer Pricing Services



Xiaoyue Wang
Partner, Head of Global
Pricing Services, China
Tel: +8610 8508 7090
xiaoyue.wang@kpmg.com



Karmen Yeung
Head of Tax, Southern China /
Global Transfer Pricing Services,
Hong Kong
Tel: +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com



Patrick Cheung
Partner, Head of Global
Transfer Pricing, Hong Kong
Tel: +852 3927 4602
patrick.p.cheung@kpmg.com



Irene Lee
Partner
Tel: +852 2685 7372
irene.lee@kpmg.com



Michelle Sun
Partner
Tel: +852 3927 5625
michelle.sun@kpmg.com

People Services



Murray Sarelius
National Head of People Services
Tel: +852 3927 5671
murray.sarelius@kpmg.com



David Siew
Partner
Tel: +852 2143 8785
david.siew@kpmg.com



Gabriel Ho
Director
Tel: +852 3927 5570
Gabriel.ho@kpmg.com



Kate Lai
Director
Tel: +852 2978 8942
kate.lai@kpmg.com



Lachlan Wolfers
Global Head of Indirect Taxes
Tel: +852 2685 7791
lachlan.wolfers@kpmg.com

Indirect Tax & Tax Technology

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG Huazhen LLP — a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited — a wholly foreign owned enterprise in China, and KPMG — a Hong Kong partnership, are member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

© 2020 KPMG, a Macau partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

© 2020 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.